

1. 件 名 : 「日本原燃 (株) 廃棄物埋設施設の保安規定変更認可申請に関するヒアリング」
2. 日 時 : 令和5年10月10日 (火) 16時30分～19時10分
3. 場 所 : 原子力規制庁 10階会議室 ※一部、TV会議にて実施
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部  
研究炉等審査部門  
栗崎企画調査官、真田安全審査官、大塚安全審査専門職、大島原子力  
規制専門員  
日本原燃株式会社  
埋設事業部 低レベル放射性廃棄物埋設センター  
埋設運営部 課長 他5名  
東京支社 技術部 運転管理グループリーダー
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. その他  
配付資料なし

#### 参考

- ・日本原燃(株)から濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設に係る保安規定の変更認可申請を受理ー放射能濃度に係るスケールリングファクタの新規設定等ー (令和5年6月26日)  
[https://www.nra.go.jp/disclosure/law\\_new/WAS/170000001\\_00008.html](https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/WAS/170000001_00008.html)
- ・日本原燃(株)から濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設に係る保安規定の変更認可申請を受理ー廃棄物埋設施設1号埋設設備6群放射能量管理の変更ー (令和5年6月26日)  
[https://www.nra.go.jp/disclosure/law\\_new/WAS/170000001\\_00009.html](https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/WAS/170000001_00009.html)

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁オオシマでございます。ただいまより濃縮埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定の変更認可申請に係るヒアリングを始めます。
0:00:12	はい。
0:00:16	規制庁の佐田ですけど、今ちょっと画面に申請書を映してるんですけども、見えませんか。
0:00:26	はい。日本原燃です見えております。
0:00:29	ちょっと1個1個事実関係が確認したかったんですけど。
0:00:34	この上、廃棄物埋設施設教育訓練要領ってこれ名称だけ変わったと思いますけど、これってな、何でなんでしたっけ。
0:00:50	日本原燃浜中です。従来の現行の記載は教育訓練要領とだけなんですけれども、その上に安全品質本部とか、
0:01:01	調達執行暗殺の教育の用意あると思いますが、他の組織は、頭にそういう施設なり組織の名称がついてるんですね。埋設にだけがついてないということだったので、
0:01:16	他の室部から値識別がしにくいというご意見いただいたんですなので他の、
0:01:24	組織と合わせて市名称に採取廃棄物埋設施設というのを入れたということになります。はい、規制庁算数わかります。
0:01:34	なのでこれはもう容量、表紙だけ変わっただけで、
0:01:39	中身は全然変更ないっていいんですよね。
0:01:44	はい。日本原燃ハマナカです名前だけの変更の前だけですね。
0:01:48	はい。
0:01:51	次ちょっと建物管理要領なんですけどこれ
0:01:56	ウエノ。
0:01:58	廃棄物埋設施設。
0:02:02	施設管理要領と。
0:02:06	この
0:02:07	廃血、廃棄物埋設施設、
0:02:14	じゃあ、これ12個目か廃血率埋設施設施設管理要領と、廃棄物万節施設管理要領の、
0:02:25	下位文書に、
0:02:27	移したってこといいんでしたっけ。
0:02:33	日本原燃ハマナカですその通りです。そうですか。
0:02:37	建物管理要領は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:41	この
0:02:44	2行上の廃棄物埋設施設管理要領に統合して、
0:02:49	一部の内容はその海域埋設施設管理要領の下位文書に移しましたってそ、そういうことでいいですかね。
0:03:00	日本原燃浜中です。その通りです。これは理由は何でなんですか。
0:03:07	理由はですね組織改正をした時に、これも本当は一つに統合した方がよかった。最初ですね組織改正前。
0:03:20	物管理施設建物管理課というところがありまして、それがこの建物管理要領を持っていたんです、組織改正のときに、
0:03:31	これが保全課に吸収されて、今はその下になってるんですけど、前科は、施設課、廃棄物埋設施設管理要領を、しか主管していると。
0:03:45	同じ施設管理の内容を、設備の違いによってちょっと容量分けてたんですが、統合された時にこの要領がまだちょっと検討が、
0:03:55	十分でなかったというところもあって、統合しきれなかったのを、運用も進めと、組織改正後の運用も進めてきて、十分統合できるような整理がついたので、統合したいと。
0:04:10	いう経緯になります。あります。そうなるこの、
0:04:15	海域埋設施設管理要領まさにこの廃棄物、
0:04:21	埋設施設廃棄物埋設地の施設管理要領なんでしたっけ。
0:04:30	そうではなくて、
0:04:32	建物って言うてるのはその廃棄物、放射性廃棄物を取り扱ってる建屋のことですか。
0:04:40	はい。その通りです。こっちが建屋の。
0:04:44	建物管理要領って言うてるんだけどその建屋の施設管理の要領。
0:04:53	藤。
0:04:54	廃棄物埋設地の
0:04:57	施設の管理要領二つあったってことでよろしく。
0:05:01	ことなんでしょうか。
0:05:03	廃棄分、現行の廃棄物埋設施設管理要領は、埋設地等、あと建屋の中の設備関係も含んだ管理要領だったんですけど埋設地と他提案建屋の何でしたっけ。
0:05:20	他の設備、設備ですねクレーンとか検査装置とか、
0:05:24	管理要領は、本当の建物側、知識の部分がこの要領に出たんですが、そこだけ分けても、施設管理としてはやることは基本、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:37	一緒なので、やはりこうして管理するのが、そこが出て困るので、統合して管理した方が合理的でしょうということは、ちょっとずっと検討してたんですけどその整理がついたので、
0:05:49	今回、埋設施設、
0:05:52	ということで埋設地とか埋設た、管理建屋の中の設備もそうだし管理建屋の側もそうだし、全部ひっくるめた埋設施設の施設管理要領ということで、
0:06:04	これ1本にしようということでございます。
0:06:08	建物管理要領は立山側っていうのは何なんですか、側っていうのは。
0:06:14	何ていうんでしょうね建築物としての壁とか屋根とか、
0:06:22	何、何て言えば適切なんでしょうね。はい。構造、構造物がどんどん上がってたんですけど、検査建築物として、建屋のそういった、
0:06:33	はい。
0:06:36	なるほど、廃棄物埋設施設。
0:06:40	施設管理要領は、廃棄物埋設地。安藤。
0:06:45	この、
0:06:46	建屋の中の設備設備持ってこっち設備ですか。
0:06:51	そうですね事業許可上は附属施設って言ってるんですけども。
0:06:55	埋設地と、
0:06:58	はい。附属施設をひっくるめた全体のことを指して廃棄物埋設施設という方、呼び方になってます。
0:07:07	附属施設の、さっき言ったクレーンとカートなんだろうな。
0:07:12	何か測定器とか後とか、へえ。
0:07:16	重量をはかったりとか、そういうもろもろの
0:07:20	管理の要領書ってことですかね。それを単にまとめただけか。
0:07:28	そうです。うん。
0:07:36	怪文書に行ったものは何が言ったんですか、何を池予定なんですか。
0:07:45	全部建物管理要領廃血埋設管理要領に、
0:07:50	入れればいい。
0:07:52	いいような気もしますが、一部赤い文章に落としますよねその内容下位文書に落とすのかな。
0:07:58	何を落とすんですか。
0:08:08	日本原燃浜中です。余怪文書に落ちるのは、具体的な点検内容だとか、点検頻度だとか、そういった実務レベルの内容が下位文書に落ちると。要領は、その施設管理としての方針のようなものを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:26	定めているので、城岩間めつたに方針としては変わらない。会の方は実態に応じて、変更の頻度が比較的高いようなものも含むので、ちょっと怪文書の扱いにしといた方がよからうとそういった、
0:08:41	区分けになります。規制庁サービスこれは建物なんていうんすか、建物管理要領にはその下位文書に相当するようなものが、
0:08:53	入っていて、それは統合に合わせて怪文書にするのかそれとも、
0:09:00	そもそも、廃棄物埋設施設管理要領と建物管理要領に海軍所に相当するような、点検の内容とか頻度とかそういうのが入ってたもんだから。
0:09:13	この際、下位文書に落とすのか。
0:09:17	っていうとどちらなんでしょうか。
0:09:20	日本原燃浜中です。後者になります。建物管理要領は、これ反対だったときはこれに怪文書がなく、これに、
0:09:29	実務レベルのことまで、一緒くたに書いてあったんですけど、施設建物、施設管理要領の方に統合するにあたっては、記載のグレードに応じて書き分けた方がよからうということ、
0:09:43	建物管理要領にあったもののうち、方針めいたものは、施設管理要領で実務レベルのことは下位文書に分けて落とすという形になります。建物管理要領が、
0:09:56	点検の内容とか頻度とか、
0:09:59	入ってたもんだからそれを、
0:10:02	落とすわけですね。
0:10:05	その通りでございます。
0:10:07	埋設施設管理要領。
0:10:11	要はそのレベルのやつはもう怪文書に落ちてるんで、
0:10:15	等の時に、
0:10:18	そのレベルの話は怪文書に移しましたってそういうことでよろしいですか。
0:10:26	はい。日本原燃浜中でその通りです。わかりました。
0:10:35	従ってこの二つは、
0:10:39	まとめし、まとめ資料移したほうがいいですかね
0:10:48	これは明快に。
0:10:50	記載の適正化まとめしようとしても、建物化管理要領の削除系統、教育訓練要領の名称変更これはもうさすがに記載の適正化でしょうってことでいいんですね。
0:11:09	日本原燃浜中ですその通りです。わかりました。はい。
0:11:18	じゃ次行きます。
0:11:29	この埋設施設安全委員会の。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:32	変更なんですけど、これは
0:11:37	いろいろ横並びをそろえたっていうのあるのかもしれないんだけど、
0:11:42	要は保安に関する品質マネジメントシステムに関する事故(6)を(4)に移して、
0:11:50	この、
0:11:51	(3)はこれ、実態として(3)は何にも変わってないってことでいいんですよ。
0:11:59	日本原燃浜中です。はい。変わっておりません。カバー。
0:12:03	(3)は本当に何も変わってなくて、何も変わってなくて、
0:12:11	(6)は順番変えただけやん。実態として12条は何にも変わってないんですよ。
0:12:19	はい。中身は変わって中身は変わったんですよ。
0:12:22	従って、
0:12:27	この
0:12:29	まとめ資料で言うと、12条は、さすがにこれも記載の適正化ですよ。
0:12:37	ということで正しいですかね。
0:12:41	日本原燃ハマナカですはい。そのように考えております。
0:12:46	また、記載の適正化だし、10万変えましたっていう、
0:12:52	ちょっともう1回戻りますけど。
0:12:56	ちょっともう1回改正して、(3)変えたりっていうこれは何なんですって。
0:13:04	(3)は、一つはこれも横並び、他事業部との横並びということで、この文書が何に基づくのって第6条のっていうのを報等に書くというのがまず一つと。
0:13:20	あと品質マネジメントシステム計画の表1に掲げるとかっていう文章は、埋設の独自の修正を修正とか適正化として、
0:13:30	これが何名、ここで挙げてる文章が何なのかっていうのを、よりわかりやすく特定しやすくしたっていう、変更がちょっと二つの意見がここには入っております。
0:13:44	なるほど。いや、宮川ないですか言い方を。はい。
0:13:47	二つの考え方を盛り込んで。
0:13:50	変えたと。
0:13:51	いうことになります。
0:13:54	表1に掲げる文書のうちって文章のうちって入れたのは、
0:14:01	法令は、
0:14:05	ありですかね。
0:14:08	表1を見ればいいか。
0:14:19	大内はもっと多分上の方だと思います。
0:14:24	六条の後なので、ここですね。
0:14:29	この、これ表1だから、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:31	文章のうち、ここの制定者が事業部長ってこと。
0:14:36	言いたかっただけですかね。はい。その通りです。
0:14:44	じゃ、良いか。
0:14:49	から先がちょっと問題なんですけど。
0:14:52	17条なんですけど。
0:14:57	郡。この、
0:15:00	海域物、受入基準括弧、
0:15:05	埋設基準規則 8 条 2 項 2 てメール廃棄体の技術上の基準法案する、これを削除すると、何か、どういうことがあるんですか。
0:15:22	日本原燃浜中です。いいことという、
0:15:29	それほどやることが変わらないのでメリットというほどではないんですけども、ここに、もし仮に、この技術上の基準を包含するっていうことを残しておいたときに、
0:15:43	今の経緯がわからない。当社もそうですし、規制庁側で
0:15:50	監査というか監視をされる方から保安規定を見て、技術上の基準も運営課はここで見てるんじゃないのというような質問が仮に、将来出てきたときに、
0:16:02	いやいや見てませんよっていうやりとりをして経緯をまた説明することになることはちょっと
0:16:10	あまり望んでないので、ここではっきりと、あくまでここで確認するのは、受入基準ですと、いうことを明確にしておきたかったという思いは、あります。
0:16:23	すいません技術上の基準を確認するかはどこでしたっけ。
0:16:32	運営会じゃないか、どこだっけな。
0:16:37	今は
0:16:39	わいせつ業務課が、発電所に行って、廃棄体を各監査し、廃棄体の製作とかあと記録の監査をしてそこで技術基準を満足してることを確認してます。
0:16:54	いえ、ちょっと詳細。
0:16:58	色が 19 条ですかね。10、腐植職務を今ちょっと出そうかな。
0:17:14	10、
0:17:35	今の、
0:17:37	埋設機廃棄体の技術上の基準を確認する人はどこなでしたっけ。
0:17:47	埋設業務課なのでもう少し施設業務課、
0:17:55	これか、これですか。
0:17:57	はい。
0:17:59	この記録確認に関する業務の中に、
0:18:04	技術基準の確認も含んでおります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:09	埋設業務課が記録確認ですね。
0:18:26	この廃棄会の記録確認っていうのは、
0:18:31	すいませんね、どっかの。
0:18:39	運営、運営課長は、
0:18:46	運営課長はもう少し下ですね業務課のもう少し下になります。
0:19:06	今の
0:19:09	運営課にこの技術上の基準を包含するがはい。
0:19:16	ちょっともう1回。
0:19:18	どうどういえ悪いことがあるんですけど、埋設業務課の。
0:19:24	記録確認もやってるんじゃないか。
0:19:28	という話になっちゃうんですけど。
0:19:30	藤埋設業務課は今の17条の第1項で、埋設する廃棄体が記録により、技術基準を満足することを書く。
0:19:41	これはさっきの職制のところ、同じ。
0:19:47	ですので、ふうで、実際今の一括交付になってからは、
0:19:53	この埋設業務課の結果を踏まえて、検査課が自主検査をやって、その結果も合わせて規制庁さんの方で、申請書の
0:20:07	エビデンスということで確認をした上で、確認書をいただくことになりますので、
0:20:13	運営課がやる。外観確認と十七条では書いてますがこれが職制のところでさっき書いてあった確認っていう、蓋持ちなんですけれども。
0:20:23	経営課の運営課の、
0:20:29	職制上は、受け入れの後に書いてある確認ですね、ああいう可能。
0:20:35	これが19-。
0:20:43	この段階ではもう各認証が出ている。
0:20:50	可能性が高いとかほぼほぼ、この段階で技術上の基準を確認し、するとしてしまうと、なんで確認書もらってるんですかっていう話になるので、
0:21:03	なるほどなるほどな。
0:21:06	という誤解を後々得ることをちょっと避けて、はっきりさせといた方がいいかなという思いですと。
0:21:14	ということです。これの、
0:21:17	はい。
0:21:18	廃棄物、廃棄物経理基準か。
0:21:33	廃棄物経理基準ってのはこれですよ。
0:21:38	はい。その通りですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:22:08	この辺もね。
0:22:16	でも、この日本語ってこの、
0:22:19	今のこの廃棄物経歴でありますよね。
0:22:22	廃棄物経歴時あって、この中に、
0:22:26	その廃棄体の技術基準等、廃棄体の技術基準じゃないものがそもそも混在してるんですよね。
0:22:36	はい。その通りです。
0:22:39	だから、
0:22:41	実感として何も変更ないんだよなあ。だからそう。
0:22:47	その廃棄物、経理基準の修飾語として、廃棄体の技術上の基準を包含するっていうファクトで、
0:22:57	ファクトなんですよね。削除して、いや削除することには異論ないんですけど。
0:23:07	廃棄物経歴基準そもそもは板井技術基準と廃棄体技術支援と関係ないものが混在してるんで。
0:23:17	はい。はいなんだろうな。どうぞ続けてください。どうぞ。すみません。おっしゃる通りももとはすべてのこの廃棄物経理基準っていう要望の後に括弧書きでこれを入れてたんですけど、当初は、
0:23:31	廃棄物経理基準の中に、技術基準をちゃんと包含されてますよってことがわかるようにして欲しいとこれ初めてこの文章を入れたときに、そういった調整があっ入れてたんですが。
0:23:42	そのあと、今回一括交付になって、各段階で見る範囲がちょっと変わってきたのでそれに合わせて、今回、運営課のところから消したいということなんですけど。
0:23:56	受入基準には確かに、実態としては、技術基準がすべて包含されているのは、あの時変わらないんですけれども、ここの17条第2項で運営課長が見るのは、
0:24:09	受入基準のうち、外観により確認できる基準っていうふうにしておりまして、それが外観で見れるのは、著しい破損ごみ。
0:24:19	で、かつ、受入基準等の確認とはまた位置付けは違うんですけど標識や整理番号も、はい、発電所から申請されたものがちゃんと届いてますねっていう消防という意味では見ますけれども。
0:24:34	ここで受入基準として見るのは外観確認のみという意味ないので、この括弧書きは消し、消した方が適切だろうというふうに考えてます。
0:24:52	消すことには異論はないんですけどちょっとうちの紙に何て書こうかなっていうのをちょっと今、考え、考えてるんですけど。
0:25:01	どうしようかなあ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:03	なくす等によって、
0:25:09	廃棄物経歴順野地会館により確認できる基準。
0:25:18	これが著しい破損と、あと番号番号とかでしたっけ。
0:25:25	整理番号と標識ですね。
0:25:28	整理番号と標識と。
0:25:34	著しい破損、はい。
0:25:37	著しい破損はなくなったり、整理番号と標識は、
0:25:42	今、技術上の基準に入ってるんでしたっけ。
0:25:46	入っております。これははい。
0:25:50	石井はそんだけ。
0:26:06	著しい脱線しちゃいますけど、著しい破損や私もその廃棄物確認書を言いましたけど、今ってその角管 2 園、
0:26:17	著しい破損はもう技術基準と関係ありませんっていう形でも申請してるんですよ。
0:26:33	あ、すみません所少々お待ちくださいし、申請書のほうをちょっと確認します。
0:27:26	日本原燃ハマナカですお待たせしました。廃棄物確認申請書の中でも、著しい破損は、技術基準、埋設規則の第 8 条に該当するものはないということで整理して提出しております。そうですね。
0:27:43	わかります。あそこはいいんだけど。
0:27:50	これ
0:27:52	1g。
0:27:55	あれどうだっけな著しい破損が、
0:28:02	これ。
0:28:08	著しい破損がないこと。
0:28:12	は、
0:28:18	この想定される最大高さから落下した場合においても、
0:28:23	放射性物質が容易に飛散または漏えいしないこと。
0:28:28	2、
0:28:31	変更されたんですよ。多分、
0:28:36	日本原燃浜中です。そこはちょっと事実関係は我々の方では、ちょっとわかりかねるところはあるんですけどこれって、当時は
0:28:48	仕様規定を、やはり規則は性能規定化するという流れがあったので、著しい破損がないっていうことは性能とは多分、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:00	違うと判断されて、容易に飛散しないこととかに置き換わったようにも見えるんですけどもすみませんそこはちょっと我々もそうですよね。
0:29:11	他は。はい。わかりません。いや、当時うちもこれ担当してた部署で、その作ってた人に、
0:29:18	コンタクトはとってないんですけど。
0:29:23	多分あんまりその何て言うのかな。
0:29:26	ファクトとして各館もその著しい破損がないことがなくなってるんで、
0:29:33	楽な。
0:29:35	だって上で確認申請も受け付けてるんで、著しい破損がないこと。
0:29:42	ていうのは別に、技術基準から関係ありませんっていうのはそれはもう全く異なるんですけど。
0:29:50	うんちょっとあんまり著しい破損をなくしたっていう機器。
0:29:55	気持ちもある、ないんじゃないかなって思ってるこの
0:29:58	多分一次強い。
0:30:01	性能規定化するとき、
0:30:06	最大高さから落下するっていうのも入れないといけないよねっていうのでそこと似たような話だからちょっと入れましょうか、そっちに変えましょうか。
0:30:16	瀬下くらいのレベルなんじゃないのかなあっていう。
0:30:21	確かに著しい破損がない。
0:30:25	ないっていうことで何かパブコメとかでも何かいろいろ聞いたわけでもないんですよ。
0:30:31	一時破損がないことを、何か規制庁とやりとりした、したことあります。
0:30:37	各館とかと、あと規則作ったときとかに、
0:30:44	日本原燃浜中です。今ちょっと確かなことはちょっと思い出せないというかあのね、ものがないので何とも言えませんがと、あまりそこについて深く議論したようなことはなかったと。
0:30:59	記憶では、
0:31:01	はい。
0:31:02	そう。そうですね。多分この原燃の言ってる著しい破損がないっていうのはその現場で、
0:31:10	ドラムカーがちょっと腐食してたり掴めないとかそういうことがないのか。
0:31:16	という文脈でつ使ってたと思うんですけど、多分、
0:31:20	何て言うんでしょうかねあんまりそこはそう。
0:31:24	呈してなくて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:26	新しい技術基準をこう落としてどうなのかっていう話しかないんで。
0:31:33	んなのかなあ。
0:31:48	著しい破損あんまりなんか強調しない方がうち、
0:31:53	うちの審査書的にはいいような気がするけどね。
0:31:58	青木さんとかに聞いてもいいけど、青木さんもあんまりこれ意識してないと思うよ。
0:32:04	CCはそんで実態として加来神野佐伯甲斐埋施設確認申請書見たらさもう著しい破損関係ってというのは、技術記述は関係ないですよもうそれされて受理されてるからさ。
0:32:18	そこに異論はないんだけど。
0:32:20	一時破損をなくすっていう、
0:32:24	ペーパーでもないからね。
0:32:27	何かその著しい破損がなくなりましたって。
0:32:33	いう説明鈍麻。
0:32:37	変な議論、海を楨さんやない。
0:32:43	どうしよう。
0:32:48	ちょっと戻ります。今のは脱線したんでちょっと戻りますけど。
0:32:54	ええ。
0:32:55	曾田から運営課長が、
0:33:15	この現行の運営課長が廃棄物受け入れ基準、
0:33:21	技術机上の基準包含するでこれっていうのは、技術上の基準で整理番号と標識あって、技術上の基準じゃない、著しい破損が、
0:33:35	ありましてと。
0:33:38	このうち、
0:33:40	外観により確認できる基準っていうのは、
0:33:46	何なんですか。
0:33:52	日本原燃浜中です。現行の記載で意味するところと違いますか。はい。はい。受入基準は佐竹藤堂別表2のシリーズにあった通りの、著しい破損も含んだ技術基準。
0:34:07	プラスアルファのものなんですけれども、そのうち、外観により確認できる基準というのが、三つ、標識整理番号著しい破損でしたと。
0:34:20	現行はこの三つを受入基準を確認するということで見えます。かつ、整理番号とか、標識は技術基準でもあるので、それも全部ひっくるめて、
0:34:32	ちゃんと確認がとれれば、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:36	申請した内容をすべて満足することが確認できたということで、従来はその段階で確認書をもらっているという形になります。
0:34:51	新しくなる元改正後はどう、
0:34:55	外観により確認できる基準っていうのは、
0:35:00	著しい破損がなくなるんですか。
0:35:03	いえ、運営課長は今まで通り、標識も整理番号も著しい破損を集めました。
0:35:11	はい。ただ、あくまで受入基準であったり、発電所からの
0:35:17	搬出されたものとの照合というような位置付けで、創立に定める技術基準との、の確認とはちょっと位置付けが違いますよという、そういったニュアンスの違いになります。
0:35:31	結論この運営課長はやること変わらないってことですよ。はいそうです。運営課長はやること変わらないのでこの十七条の分に関してはあくまで記載の適正化とやることはないけど、位置付けの明確化ということで、記載を適正化したというか、考え方にしております。
0:35:54	それは、
0:36:00	まとめ資料っていう、
0:36:11	これか。
0:36:25	やり事変わらないんですよ。いやねこと変わらないで、
0:36:38	適正化なんだけど、
0:37:15	適正化なんて、これ。
0:37:35	日本語で表現できない。
0:37:47	はい。
0:37:50	今、書いてないかねそこ。
0:37:53	地域性か。
0:37:56	等にするか、書き切るかどっちが強い。
0:38:13	外観確認で、
0:38:23	1課外観確認運営課長がやる外観確認は、技術長の基準とは関係ないんですよ。
0:38:36	著しい破損が関係ないですよもう。
0:38:45	ない。破損は技術基準ではもうないですね。
0:38:54	これなくすことの意味、意味はあんまないんですよこれ。
0:38:57	可児ファクトとして廃棄物いう形で基準です括弧その。
0:39:02	技術長の基準を包含してるし技術上の基準じゃないやつも包含してて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:08	このファクトとして正しいから削除したことによって何か変わるかってやると何も変わらないってことですよ。
0:39:16	単純に誰かに
0:39:21	運営課長がより外観確認が技術上の基準を確認してるんじゃないか。
0:39:29	言われちゃったら困るからって言うくらい話してない。何、実態として何にも変わらないですよこれね。
0:39:44	ていうことでよろしかったでしょうか。
0:39:47	はい。日本原燃浜中です。はい。やることは変わらないです。
0:39:53	そうだね。
0:39:55	はい、じゃあ、ちょっと次行きます。
0:40:04	十八条なんですけど。
0:40:09	あん品部長が提示にあたりを削除すると。
0:40:16	何が変わるんでしょうか。
0:40:21	日本原燃浜中です。従来は運営課が、
0:40:27	建屋に廃棄体が来てから外観確認してそこで先ほどの
0:40:32	整理番号とか、標識も含めた技術基準を確認して、初めて確認書をもらえることになったので、定置の前にやることですよということでこの定置にあたりという記載があったんですが、
0:40:47	その外観確認する前に、確認書がもらえると。
0:40:52	ということになったので自主検査はその段階ではやらないと。なので定置にあたりという定置の直前にやるわけではないですよということを、単に実態に合わせて、記載をされたと、ということです。
0:41:05	落下がその停止にあたり、
0:41:22	実態としても何も変わらないんだよね、これ。
0:41:26	提示にあたって、
0:41:29	適合するための技術、自主検査を統括する。
0:41:36	ていうことは変わらないんですよ。
0:41:41	最終的に技術基準を確認されたものが、Hされるので、そういった意味では変わらないです。タイミングが限定されていないというだけで、定置の前にやることには変わらないので、
0:41:55	これ結局その定置の直前って言うわけじゃなくてその定置にあたって、
0:42:03	将来的に提示するにあたって、
0:42:06	基準に適合するための確認せず。適合することを確認するための実施検査を統括するだから、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:15	その提示の直前にかその、
0:42:19	やりなさいね、提示の直前に原燃で。
0:42:23	自主検査やりなさいね。
0:42:26	という話だと話は別なんですけど。
0:42:29	定置にあたって、
0:42:34	ていうのを作田からと言って、
0:42:38	何かかな。何も変わらないような気がするんですけどね変わるんでしょうか。
0:42:47	日本原燃浜中です。書いてある言葉自体が直前にという意味ではないので、やること自体は、定置の前に自主検査はしていますしやってることは変わらないですがここも
0:43:02	誤解をより、
0:43:05	生まないようにというかそういうリスクを避けるために、特に限定するように読めるような表現はなくしたほうがより、何やってるだろうという考えの。
0:43:17	削除です。
0:43:21	はい。
0:43:25	ちょっともう1回戻っちゃうけど、事前一括交付になったっていうのは、これって何なんですか。
0:43:41	日本原燃浜中です。すみません。今のご質問の趣旨は、各認証の事前一括交付、
0:43:48	という運用に変更になったっていうのがあって、
0:43:54	これって、
0:43:55	私の認識だと方。
0:44:02	要は発電所で発電所で確認してたのと、原燃に受け入れてから確認してそれから、
0:44:10	確認書を出していた。
0:44:13	事前一括交付っていうのは原燃に受入れる前に確認、原燃に受け入れてからの確認でもいらなくて、その発電所で確認してそれで、
0:44:24	確認書を出していくと。
0:44:26	その元に受け入れてからそのトラブルがあったとしてもそれは原子力規制検査で確認できるので、
0:44:32	事前確認、事前一括交付でいいでしょっていう形で、変更になりましたと、いうことかと思えますけどそれで正しいですか。
0:44:46	日本原燃浜中です。はい。経緯も含めて今お話いただいたことであっております、規制庁さんそれでなん、なんで事前一括交付は昔はできなかったんですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:01	いつかはいつその運用に変更になったのでしょうか。
0:45:05	日本原燃浜中です。変わったタイミングは今年度の4月1日から1日なんですけれども、藤規制庁さんの方で廃棄物確認の規制検査に関するガイドですかね。
0:45:21	すいませんちょっと正式名称は今、合っていないかもしれませんがそのガイドの中で、今までは分割交付も可能というようなことが書いてあったんですが、
0:45:32	それがなくなったということで、それが
0:45:36	変わったことのエビデンスとタイミングになります。
0:45:43	だから、分割交付、
0:45:46	可能でしたっていうのがなくなったっていうことですか。
0:45:54	はい。なるほど。
0:45:57	ちょっと補足しますと、今までも本数が少なければ、受け入れた後の外観確認。
0:46:07	思ってまとめて、一本で出すってこともあったのでそういった意味で、一括交付は過去も実態としてなかったわけではないんですが、それなりの本数がままとると、やっぱり分割交付に、
0:46:20	1日の検査本数がどうしても時間の制約上限られるので分割せざるをえないということがあるので、ガイド上も分割交付可能と、むしろそれがほぼ大多数を占めていたんですがそういった運用が実態でした。
0:46:36	今後は本数にかかわらず、申請した断面で、すべて技術基準のエビデンスを確認できるので、
0:46:45	すべての場合において、一括交付ができるので分割交付をできるという記載はなくてもよいということでガイド上もそう変わったというふうに理解しております。
0:46:55	して調査し、結局これってその何ていうんすかね。
0:47:00	木曾家で、その事前一括交付にしないとか分割にしないとかっていう規定が、
0:47:06	ないので、昔もその事前にやろうと思えば事前にもできるし分割やろうとすれば分割もできるし、
0:47:14	今もそれは変わってないってことでよろしかったでしょうか。
0:47:35	すみません、少々お待ちください。
0:48:16	日本原燃ハマナカですお待たせしました。
0:48:20	規則。
0:48:22	では埋設規則では分割交付とか一括交付でなければならないというような縛りは従来からありませんでした。
0:48:32	が、大分前になるんですけども埋設規則の中の技術上の基準の中に著しい破損が入っていたときは、
0:48:44	やはり

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:48:46	6ヶ所に受け入れてから、外観確認でそれを確認してからでない、確認書が出せなかったというのがあるので、結果として、分割交付にならざるをえなかったというのが過去実態としてありました。
0:49:01	そのあとを、
0:49:03	技術上の基準から、著しい破損が抜けた後に、また今度新検査制度というのが出てきたときに、その、
0:49:14	技術上の基準は、からは、著しい破損はなくなったんですけども、
0:49:21	以降、それ以降も、実態としては、著しい破損を見るということは続けてきたので、その運用が残っていた。ついこの間までは、
0:49:33	昨年度までは、二段階の、
0:49:37	自主検査だったり、法定確認、規制庁さんに見ていただくというタイミングが残っていて、その過去の運用を引きずっていた形になってます。
0:49:48	それをしばらく続けて、実態の運用を見直してというか、考えを整理していったら、
0:49:59	六ヶ所での、
0:50:01	経理基準というか著しい著しい破損まで見なくとも、その断面までいかなくとも、技術上の基準であれば発電所の監査の結果のみですべて確認できるよと。
0:50:12	ということが考え方が整理できたので、今回、
0:50:17	コア、今年度から一括交付という形で統一されて、我々もそれに合わせて保安規定を今回変更したいという、ちょっとか大分少し前の経緯から必要になりますがそういう流れになります。
0:50:34	わかりました。
0:50:35	これ、ちなみにちょっと飛んじゃうんですけどこの、
0:50:38	各認証で著しい破損、
0:50:41	は、
0:50:43	今後の各認証ではなくなるんでしょうか。今
0:50:46	廃棄物確認先生にいじるし破損って、規則と関係ないんだけど、入れていると思うんですけど。
0:50:53	保安規定が認可された暁にはそれはもう削除される譲渡でいいんでしょうか。
0:51:20	日本原燃浜中です。今、一括交付になった後の申請書にも、
0:51:29	著しい破損は書いてはおります。ただ技術基準とは紐づかないという整理にはなっておりますが、確認方法は、もともとどの技術基準に、
0:51:41	満足してるとかそういった細かい項目ごとの合否みたいなのは、特に記載されておりません。保安規定が認可された後の、
0:51:51	各認証の書きっぷりが変わるんでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:55	日本原燃浜中です。保安規定認可の後も、確認書申請書の記載は特に今変える予定ではございます。そうですか。わかりました。
0:52:06	なんか、これちょっとうちも、加来さんとの面談と確認しましたけど。
0:52:13	去年の12月に各認証、
0:52:16	交付の方法の変更に係る面談っていうのがあって、
0:52:20	規制庁から別
0:52:24	何ていうんですかね法令制度技術基準を変更するものではない。
0:52:29	現行の規制、
0:52:32	規定を見てる限り一括交付普通にできるんじゃないかっていうことを規制庁から言 って、原燃としてもそうですね。
0:52:42	となっただけであるっていうことぐらいですかね。
0:53:04	すみません、少々お待ちください。
0:53:36	日本原燃浜中です。
0:53:40	工事の、はい。面談の中でも、今のままだでも一括交付の運用に切り替えることが できるよねということで配当者も合意しております。
0:53:51	単純ちょっと上の方からいっか。一発できないのかって言われたもんだから。
0:53:57	その宿題を背負った担当者が
0:54:01	今の規定でもいっぱい一括でできるんじゃないかって言うのを原燃と相談して、原 燃としても、細かく見ると一時破損前は少しネックだったんだけどそれも、
0:54:13	なくなってますんで一発できますよとなった。従って、
0:54:20	本当の難聴かなう運用の変更なんですよね単年男女の。
0:54:25	運用上、
0:54:29	何ていうんですかね、オフィシャルに何かキックとして何かあったわけじゃなくて、一 発でできるんじゃないかっていうのに気づいたもんですから、今はもう運用上、
0:54:41	一発でやるようになっている。
0:54:44	ということですかね。
0:54:53	日本原燃浜中です。すはいその通りです。だからこれ、運用だからその規制庁と 事業シャーとの関係では、
0:55:04	今一括交付にしていますけど、分割交付しようと思えば手続き書できるんですよ。
0:55:13	担当はいやそれはできないっていうでしょうけど。
0:55:19	規定上その一括交付分割交付もどっちもできて、
0:55:23	今は紳士協定で、その一括交付にしましょうねっていうことが単に恐れされてるだ けっていう。
0:55:41	工場は取り止めになっている。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:44	分割交付それっていそれ何、何が確認。
0:55:50	1人URL波食手間って感じ。
0:55:53	それはさっき言った4月に改正されたと言ってた。
0:56:02	日本原燃浜中です。ちょっと、
0:56:06	事業者側からできるかできないかというのは何かちょっとお答えできないんですけども、先ほどもちょっと話をしましたが、そうですねこのガイド上は、
0:56:19	以前は分割交付できるという趣旨の記載があったのがなくなったのでそれを、そうですねトリアトヤリベって書いてますねということは難しいんじゃないでしょうかというのが我々の件。はい。事業者としての見解になると思います。
0:56:37	そういうと何かこっちの方が美しいな。
0:56:45	運用ガイドを、
0:56:48	によると、ちょっと。
0:56:50	いつ制定されたか、援用解除ですね医療ガイドによると、
0:56:57	今年の4月1日から分割交付取りやめるっていう形に変更されているってことですか。
0:57:10	はい。我々もそういうわかりました。
0:57:16	これは意見が、これはこっちにして、
0:57:26	エーットー
0:57:30	廃棄会議。
0:57:34	ちょっと戻ります。
0:57:37	戻って、
0:57:45	ただこの提示に当たって、
0:57:52	でもあんま関係ない。
0:58:00	検査課長の(3)と(4)が書きっぷりが変わったの、これは意味があるんですか。
0:58:09	これ意味ありそう。
0:58:23	日本原燃浜中です。(3)、(4)も、技術上の基準を確認すると、自主検査はあくまで技術上の基準の確認、法定確認に、
0:58:37	対応したものというところで位置付けを明確化したという変更になります。
0:58:48	これ、検査課長廃棄物受け入れ基準。
0:58:52	今までののがあんまり書きっぷりが良くなかったってことですかね。
0:58:59	日本原燃浜中です。はい。今までの受入基準っていう書き方でいくと、著しい破損も含む形になります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:10	これまでは、実態としてやっていたということもあって経理基準も含めた確認を自主検査の中でもやっていたんですが、一括交付になって受け入れてからの著しい破損のを見るということがなくなるので、
0:59:26	やはりここで検査課の見る範囲を適正化しましょうという考えです。逆にこれが残っていると、法定確認に関係なく、
0:59:36	著しい破損を検査川満付けなければいけないということになるのでここはちょっと運用の変更という位置付けで変えたいと、事業者としては考えてたところです。
0:59:50	だから法定、これは
0:59:53	意味が変わって、もともと廃棄物経歴基準は一時破損があって、
1:00:00	この書きぶりに変えることで、
1:00:03	検査課長は明快に著しいはそう見なくて良くなりますっていうことでよろしかったでしょうか。
1:00:12	日本原燃浜中です。はい。その通りです。
1:00:17	法定確認と無関係な検査はなくなったってことですね。
1:00:26	違って次の質問なんですけど。
1:00:29	著しい破損は今まで、今は見てるんですけど。
1:00:37	はい。日本原燃浜中です。今はまだ保安規定変わっていないので検査かも見てみます。
1:00:53	この著しい破損っていうのは、
1:00:57	わかりやすく言うと、今一括交付だから、
1:01:12	一括交付における著しい破損ってのは何を見てるんですか。
1:01:27	岩岡委員とかですね。日本原燃浜中です。はい。一括交付の今の檀今野おじ、今見ているのは発電所において
1:01:40	1、著しい破損が発電所で見えています。
1:01:57	で発電所の著しい破損は、
1:02:02	検査課長はみんなやめますけど、
1:02:09	他誰見てるんですけど。
1:02:12	日本原燃ハマナカです埋設業務課が似ています。埋設業務課の、さっき見たかな、埋設業務可能。
1:02:24	確認手当ですかね。
1:02:30	埋設業務課所職制でいうと、
1:02:33	広くによる確認とかそういった趣旨の表現ですね、埋設業務。
1:02:40	確認。はい。
1:02:44	19条に、その具体が書かれていてそこでは受入基準括弧。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:50	埋設規則の技術基準を包含するという記載は、業務課に対しては残っています。注文、失礼しました 17 条ですね。
1:03:35	じゃちよつと最後 10 計上ですけど、
1:03:39	請求上のこの国の、
1:03:47	及び代以降の結果を確認する、高齢化削除することな、何といい事があるんですか。
1:03:57	日本原燃浜中です。第 1 項の結果というのは建設課長が確認した結果なんです がこれをなくすことで、保全課長は自分の所掌、
1:04:11	以外の確認を二重にする必要がなくなるという。
1:04:15	メリットがあります。25 点ありますよね。
1:04:24	保全課長は、
1:04:27	クレーンとかの検査の掛け金で、
1:04:32	近接課長。
1:04:38	建設課長。
1:04:43	あれ建設課長の確認と保全課長のそれぞれの確認ってのは、何名何があるんですか。
1:04:50	日本原燃浜中です。建設課長は、基本的には土木構築物に対する確認なので、埋設ピット。
1:05:00	ですね。
1:05:01	を確認します。保全課長は、起電設備関係なので、2 項に書いてある通り、埋設クレーン。
1:05:10	は対象になるので、土木構築物等機電関係をそれぞれ所掌を分けて主管部署長が確認しているという。
1:05:20	1 項と 2 項はそういう時代だ。
1:05:24	で、
1:05:26	建設課長の結果を、
1:05:30	保全課長が確認してたっというような、中福祉だからってことか。
1:05:37	修復してた。
1:05:49	中福祉。
1:05:52	次にその運営課長が提出する前に、その保全課長と建設課長の結果確認するって 入れましたけど、これって何、何年なんですか。
1:06:08	日本原燃浜中です。現行の記載ですと、建設課長や保全課長から通知を受ける ということになる。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:19	一定で通知を受けて何するんだっていうところは、この記載からでははっきりとは読めないところがございます、4項を追加して、通知を受けた後、伊勢廃棄体を定置する前に、
1:06:34	必要な技術基準を満足してる結果を確認すると、満足しているという結果を確認するということを明確化することができます。
1:06:43	いう要綱の追加はそういった趣旨でございます。
1:06:49	そうなる、
1:06:50	今までもこれ通知はしてますよね。通知はしてたんだけど、
1:06:57	一方通行で通知されてるだけそれを確認するっていう義務はなかったってことですね。
1:07:04	日本原燃浜中です。通知を受けたと確認することは下部の要領では書いてあったんですけども、保安規定上はそこまでは書いてなかったということですね。
1:07:17	確認する義務があったんですけど、どこに書いてあるかという意味では保安規定にはそこが見えなかったということでございます。
1:07:29	なるほど。
1:07:32	今のこれは甲斐まとめ資料に入れといた方がいいんじゃない。
1:07:38	いやか。
1:07:39	怪文書にその
1:07:41	会議文書を保安規定本文に格上げたんですよね。
1:07:47	日本原燃浜中です。はい。怪文書の格上げ。
1:07:52	今回と、これから改正す。現行と改正はそういう位置付けなんですけどこれヒアリングとかでもちょっとご説明していた中では、この1個前の組織改正前の条文、
1:08:07	の時に、ここが十分検討がしきれてなくてこういった記載が残ってたというお話をしたんですが、やはりちょっと二つ前の変更からさかのぼって整理して見ていかないとわかりにくいところがありますので、ちょっと、
1:08:26	1個前と現行と改正後というサンラン票にして、この時にどういうふうが変わって、何が記載上わかりにくくなって今回、最終的に、
1:08:37	わかりやすくしたんですということがわかるようなちょっと資料はつけようと思ったんですが、それはつけていただいて、
1:08:46	会要領もやめますか。単純に、うちはその、
1:08:53	通知を受けるだけで、その掛けそれを確認する。
1:08:58	プロセスがやっぱり不明だったので、明確化したってことでいいんですか。
1:09:06	はい。今回の改正理由はそういうことでございます。
1:09:18	最後スケーリングファクターは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:22	これは本確認なんですけど。
1:09:38	スケーリング掘った単純にこれ見ればいいんですよ。
1:09:44	3 列目の $\alpha$ とセシウム。
1:09:47	この濃度終わったのが 0.65 とかで、従来のやつが 3.7 掛け 10 の $-3$ で、それを 10 倍すると 3.7 掛け 15 $-2$ で、
1:10:04	この 3.7 掛け 10 のマイナス 3 を 0.65 とかで割ると、1765754 で 10 超えてますよね。
1:10:14	ということだけ。
1:10:17	いいんですよ。
1:10:20	日本原燃ハマナカでその通りでございます。ありました。
1:10:27	廃棄物なんかそちらに聞く話でもないかもしれません。学科にも聞いてんですけど。
1:10:32	廃棄頭痛確認。
1:10:38	カワイ器物確認に関する運用利用量って、これってもう使っていないんですよ。
1:10:49	スケーリングファクター継続するのかもしれないのかとかいろいろ書いてたんですけど。
1:10:54	もう、
1:10:55	使っていないですよ。これは、
1:10:59	日本原燃浜中です。はい。使っていないと。
1:11:03	そうですね。言っております。はい。そういうふうに。わかりました。
1:11:08	私から以上です。なくなっちゃったけど。
1:11:11	三沢さんは駄目。
1:11:20	すいません、規制庁の大嶋です。
1:11:24	さっきの一括交付のところちょっと戻っちゃうんですけども。
1:11:30	ちょっと 4 月 1 日からガイドが変わっても、そういう変更になってますというところも今回初めて知ったので、ちょっとそれを踏まえて、念のため確認なんですけど。
1:11:42	そうすると、今回のその一括交付のタイミングっていうのは、
1:11:47	原燃さんの施設に、対地体が届く前にもう一括交付。
1:11:54	コア確認書が別種出てくるっていう。
1:11:59	ことでいいんですかそれとも別にそこは、
1:12:03	もしかしたら、タイミングによっては、ここで、
1:12:07	施設に受け入れた後になる可能性もあるっていうことなんですかね。
1:12:16	日本原燃浜中です。はい。実態としては受け入れた後に
1:12:21	確認書が交付されることもありえますし、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:25	先月受け入れた廃棄体、
1:12:29	の島根からだったかと思いますがそれを受け入れてから、確認書が、我々事業者という事例がございます。
1:12:39	またそうすると、正確に言うと、
1:12:44	何。
1:12:47	はい。
1:12:49	各認証の通知のタイミングが、何かこう、ある時期に、
1:12:56	変わったということではなくって、確認書を出すための、
1:13:00	エビデンスとして、それはもう、発電所の監査の結果のみだけで発電んと。
1:13:08	確認書がつかれます発行できませんって。
1:13:12	磯そういう運用に、4月からなったっていう。
1:13:16	ことっていいんですよね。
1:13:19	日本原燃浜中です。はい。その通りだと思います。事前と言ってたら当時は規制庁さんとの、
1:13:28	面談等でも、事前一括交付という言葉を使ってたので今回も引き続き使ってたのですが、実態としては出るタイミングが何かの事前っていうふうになんかそれが、
1:13:41	タイミングが決まってるわけではなくて一括交付にできができたようになったと、いうことが一番大きな変更だと理解しております。
1:13:52	現年トヤリベですね、今のガイドが変わって、さらに事業者が申請書を出すんですけどもそのときに、従前は文何回に分割してくださいと書いてあったんですけど。そこ、先ほど、
1:14:07	先月受入れるっていう話が出てましたけど8月ぐらいに申請したんですけど、その申請書からもうそういう分割交付に係る記載がなくなって、
1:14:16	一括で、確認書をもらうっていう形で、事業者も申請してるっていう扱いする。所長の嶋です。その分割交付っていうのは、
1:14:28	規制庁に確認書を出すタイミングとしては、
1:14:33	これまでは、
1:14:35	発電所監査のタイミングと、それから受けて、受け入れのタイミング二つあったと思うんですけど。
1:14:42	それぞれ分割、
1:14:44	で申請されていったわけではないってことですか。
1:14:52	県連トヤリベですけども。
1:15:00	発電所の監査の時にもらえるわけではなくて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:15:03	六ヶ所で廃棄体を受け入れて六ヶ所の方で外観確認をした後にした日ごとに、確認書いただいています。
1:15:14	検討申請は、
1:15:18	先生はいつ申請されてたんでしたっけ、これまでって。
1:15:24	原燃トヤリベですけど、おおよそ受け入れの1ヶ月前にしておりました。
1:15:32	1ヶ月間筆者そうすると、
1:15:35	発電所監査の結果をもってまずは申請をされていたと。その申請のタイミングとしてはそれは一括で申請をされすんですね。
1:15:47	で、そこはこれまでもずっと一括でしたんで、
1:15:53	今までは、一次破産を、
1:15:56	発電所に、
1:15:58	埋設施設に届いてから1日破損を見て、その2回目の申請で、
1:16:05	申請っていうのがわからないんですけど、2回目のエビデンスを提示するタイミングが分割だった。
1:16:10	ってことでしたね。
1:16:15	で新の4月からは、その2回目の分割で海老根を出すっていう作業が必要になった。
1:16:24	はい。
1:16:24	もうそういう運用されておりますし、申請については、そうです。
1:16:55	で今、残っちゃっているものとしては、
1:17:03	残っちゃっているものとしては、多田発電所感謝で、
1:17:12	善処監査で、
1:17:17	実施する自主検査の中に、
1:17:21	著しい破損というのが、今の保安規定上残っちゃっていて、
1:17:26	4月以降も、その著しい破損
1:17:29	も含めて、
1:17:31	確認書の申請をされていて、保安規定が変更になれば、
1:17:40	その確認書申請の中から著しい破損がなくなる。
1:17:46	ってことはなくなないんでしょう、さっきの説明だと。
1:17:51	それはなくならないんでしたっけ。
1:17:56	日本原燃浜中です。はい。この後保安規定の改正された後も申請書上は、著しい破損は残ります。
1:18:07	あくまで当社としては受入基準を満足してるっていうことは業務課が確認してそれをもって申請をするので、そういった記載は残る形になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:29	社長。そうすると、
1:18:32	保安器系の自主検査の中から、
1:18:37	規則改正に合わせて落とすだけってということなんですね。
1:18:44	日本原燃浜中です。はい。自主検査の対象からは、保安規定の改正をもって落とします。ただちょっと付則に書いてあるんですけども、すでに受け入れてある分割、
1:18:58	交付対象のは昨年度に申請した。
1:19:01	廃棄体についてはそこまでは自主検査等、著しいはそのを含めた自主検査をやって、
1:19:09	終わりにするということにはなりません。ちょっと一部経過措置が入ります。
1:19:24	実績として、
1:19:32	確認書。
1:19:47	して帰ることに、自主検査の対象からメーカーに落ちたんじゃない。
1:19:52	実態として変わるものと変わらないものなので、全く変わらないつつうんだっただけど、実態として変わるものがあると、保安で変えることによって、
1:20:03	それって何なのったら実施検査から言うとなくなっちゃうんでしょう。
1:20:09	相川廃棄物確認申請書には残すっていうのと実施検査からクリアカットに落ちるっていう話があってさ、要領を矛盾した話だからそれって何なのか、ちゃんと確認したほうがいいですよ。
1:20:24	規制庁の嶋です。
1:20:29	ちょっと、
1:20:34	さっきの話で自主検査の中からABCD破損を落としますっていう話と、ただ一方で、
1:20:47	廃棄体確認の中で、規制庁に上げる資料の中には、それを含め、
1:20:53	Aは損を含めて出すっていうこの整理が、何か矛盾しているような気もするんですけど、そこって、どういう整理をされて、そういう運用をされていくんですか。
1:21:07	すみません少々お待ちください。
1:24:15	日本原燃ハマナカですすみません長らくお待たせしました。今ご指摘いただいたところですけども、
1:24:24	今の我々のスタンスとしては、申請書は受入基準を満足していることを確認したことをもって申請はしております。
1:24:34	が、今回の記載の変更保安規定上の記載の変更とかをしていく考え方としては、
1:24:42	法定確認とか自主検査の位置付けに合わせて、明確化しているということからすると、今回の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:51	公開というか
1:24:52	一括交付になった後の申請に対して、その中に、
1:24:57	経理基準技術基準でないものが含まれているということについては、矛盾があるというご指摘はその通りだと思います。
1:25:08	ちょっと今は、まず、従来の運用のまま、申請は、
1:25:14	するんですけども、今のご指摘も踏まえてちょっと、どういった申請内容であるべきか、場合によっては、そこを多分、規則とか、その法定確認の位置付けからすると、著しい破損が申請書に含まれてなくても、
1:25:32	良いのではないかという考えもありますので、
1:25:35	申請する時にそこを変える場合はちょっと規制庁のその申請書を受領する部署の方と相談をした上で見直すとか、いうことがあり得ると思いますので、
1:25:49	そこは引き続き検討というかこれからちょっと検討させていただきたいと思います。
1:25:57	はい。規制庁の嶋です。
1:26:00	その検査課長。
1:26:03	から、検査課長が規制庁に対して、確認庄野。
1:26:09	書申請を、
1:26:10	行うですよ。
1:26:16	日本原燃浜中です。申請を行うのはあくまで業務課業務課長になります。
1:26:24	はい。
1:26:28	もうあんまりアクセプトしない方がいいんじゃない。
1:26:31	各館ってやる話なんでしょう。
1:26:35	要はその確認、保安規定変えることによって、確認申請に今まで書いてたものを、
1:26:44	書かなくしようと思ってます。
1:26:47	というノックスは、
1:26:49	うちらで決めるんじゃないで当事者たる加来加茂稲井寿荘カッカンと相談してそれでいいんだったら、
1:26:58	保安規定認可すればいいし、別に約款がいや、こんなん困りますって言ったら、
1:27:03	あれでしょ。その法案って認可できないじゃんっていう話になっちゃうから。だからその、もともと各館が運用してた
1:27:15	各館が今まで受領してたものと、保安規定変更したとしてもそのまま、申請書を受理しますっていうことだったら、異論もないし。
1:27:24	各館にもこれ出て各課も全くコメントもなくて介護も熱点だからそのカンパニーもぐらいでしょっていう話にしかないんだけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:34	今後の確認書をこれ保安規定認可したことによって変えますっていうことなんだとすると、各課もちゃんと確認取ってるんですか、とかいう確認もしないと。
1:27:45	駄目なんじゃないですか。
1:27:48	言っても誰。
1:27:55	日本原燃浜中です。は今真田さんがおっしゃった通りなので今の時点では申請書の内容を変えられるとは思っていませんなので、
1:28:05	著しい破損を含めた申請をそのまま、まずは継続することになるというふうに理解しております。
1:28:19	はいじゃないその確認申請書としては、カッカンと保安規定が認可された暁には、各機関と調整して、
1:28:29	場合によっては、技術上の基準以外のものの扱いを議論して、落としてもいいよねっていう議論ができるかもしれないんだけど今は決まっていないと。
1:28:41	従って確認申請書の中身っていうのは引き続き、
1:28:45	変更いたしません。
1:28:48	という話になって、
1:28:50	おります。この 18 条のところを見ると、
1:28:55	その検査課長はさ廃棄物受け入れ基準とさ、廃棄物経歴基準ってこれ原燃が定めてるものなので、
1:29:03	廃棄体の技術上の基準と、廃棄体の技術上の基準以外のものを含めて、廃棄物受け入れ基準っていうのがありますと。
1:29:14	現行値で改正後は、廃棄物計基準じゃなくて、技術上の基準に変えるっていうことなので、
1:29:23	技術上の基準以外に見ていて、余計なものっていうのはもう見えませんと検査課長は、
1:29:29	錆として、
1:29:31	ということになってございます。ただ一方で、
1:29:38	そうなんだっけ法定確認の著しい破損は、
1:29:44	見るとか見ないとかなんかそういう話でしたから。
1:29:48	そう確認者やその、
1:29:50	カッカンに出す紙、
1:29:52	は変えないと。
1:29:55	著しい発音も入れた状態で各課に出しますと。
1:29:59	中身として検査課長、斉木三井敬礼基準から技術上の基準に変えます。検査課長一類河川をこれをもとにも、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:08	明快に見ないことになりまして、
1:30:12	そうなると何がかわっちゃうのかっていうのを確認すればいいじゃん。
1:30:24	規制庁の大嶋です。ちょっとネットワークだ、私もあまり頭の整理がついてないんですけど。
1:30:33	4は、1、
1:30:35	もう一度ちょっと教えていただきたいんですけど、今の廃棄物系基準から、技術上の金融に関わることで、
1:30:50	何がかわるのかというと、もう一度ちょっと個別にいただいてもいいですか。
1:30:57	日本原燃浜中です。今回保安規定が変わることによって、沼津変わらないところですけども、廃棄物確認申請をしてその内容として、
1:31:12	著しい破損が含まれるということは変わりません。申請内容には、業務課が確認した著しい破損も含めた結果が、記載されて提出されます。
1:31:25	変わるところは、検査課長が行う自主検査の対象が変わるので、
1:31:30	申請書に記載された確認項目のうち、著しい破損を除くそれ以外すべてが技術上の基準ですので、
1:31:41	それらについては、自主検査が行われた、行われますんで、そのあと、申請した後に、規制検査を受ける断面で、
1:31:51	規制庁さんに見ていただく、エビデンスとして、業務課がやったことは、受入基準に適合することの確認結果で、検査課長は、それに対して、技術上の基準の内容に対しての自主検査結果。
1:32:08	これを提出して見ていただくことになると思います。
1:32:13	ここが
1:32:14	保安規定を認可させていただいた後の変更点になります。
1:32:23	庄野三嶋です。今までも、その業務課長がやった内容と、
1:32:29	検査課長が、
1:32:32	行った内容っていうのは、何かこうパラで、
1:32:36	確認申請書に出てきたってできてたんですか。
1:32:47	そうですか。
1:32:49	はい。申請書はバラというわけではないんですけど申請書はあくまで原燃事業者が出す一本の申請ですので、その内容の善し悪しを、規制検査を受けるときに、見ていただくエビデンス、これが業務課長がやったものと、検査課長がやったもの両方見ていただいていたと。
1:33:08	ということです。
1:33:14	それで

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:18	業務課長、それから検査課長それぞれのエビデンスっていうところなんですけど。
1:33:24	これまでは、著しい破損も含めて、
1:33:30	業務課長と検査課長が、なんでしょう。
1:33:33	それ。
1:33:35	どちらも検査をうちが確認をしていたと。
1:33:40	ただ今後は、業務課長は一次は澤業務課長しか確認してなくて、この残りの1市はその分、
1:33:52	除く残りの、
1:33:54	ものについては、引き続き検査課長が確認するっていう、そういった立て付けのエビデンスを今後も提示するってことなんですかね。
1:34:05	日本原燃浜中です。はい。その通りでございます。
1:34:16	わかりました。ごめんなさい。
1:34:17	あと、今ここで検査課長。
1:34:21	検査対象の廃棄体が、廃棄物経理基準ってこう書かれていて、それって多分、
1:34:28	何でしょう。
1:34:30	別表幾つ幾つに何かこうひもづいていたりはないんですかね。
1:34:38	要はその名称を変えるとことで、これって一体何の話なんですかって駒井になることはないんですよね。
1:35:07	日本原燃浜中です。
1:35:10	おそらくご懸念されてるのは保安規定上は受入基準しか書いてないのでそのうちどれが技術基準というような識別はしていないので、
1:35:20	検査課長の記載が変わったときに、何を見るのかが不明確にならないよねというご心配、ご懸念だと思うんですが、検査課長あくまで技術基準を見ますと、
1:35:31	技術基準は公になっている埋設規則の技術基準ですので、それを確認するということが自体は実態上は明確であるということだと理解しております。
1:35:56	はい。
1:35:59	わかりました。
1:36:06	手嶋佐藤ですね、審査基準との丹様についてちょっと。
1:36:13	確認したいんですけど、今、もうちょっとその自主検査からその削減でしょ。
1:36:21	自主検査から項目1個下げるんでしょう。
1:36:25	矢作っていいのかって言われちゃうぜ、総確認者って言っていいって言われちゃう。
1:36:30	審査書か次自主検査の項目から著しいはずだ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:35	検査課の自主検査の対象外指示をさ、変更して著しい破損、廃止するものであって、
1:36:42	ということだけちゃんと策っていいのかって言われちゃったときにどうすんの。
1:36:48	と、確認してもいいです。江藤ここ削除スルーPDLGDはそん中の削除する経緯をもう一度ご説明いただいても、が削除し、
1:36:59	削除しても問題ないっていうと、
1:37:03	回答をちょっといただきたいと思います。
1:37:07	改めてなりました。
1:37:11	審査書書く時のPDCイメージがちょっとまず、
1:40:43	そういう調整は、
1:40:47	氏家さん、すいません規制庁の大嶋です。
1:40:51	すいません。先ほどのところなんですけど、結局その、
1:40:55	何でしょう。
1:40:57	今回その自主検査の中から、著しい発想もすべて削除するっていうのは、なんででしょう。一般的に見ると非安全側。
1:41:06	もう改正なのかなってこう見えちゃうんですよね。
1:41:10	で、括弧、
1:41:13	おそらくその基準、規則に合わせるためっていうのは、目的は、理由はわかるんですけども。
1:41:20	何か、結局今まで上乘せして安全にやっていたのにそこって本当に落とさなきゃいけないのって、こういう意見があった時に、ちょっとどう、回答しようかなっていうところを、ちょっと
1:41:32	県さんの、その辺の何か回答があれば、
1:41:40	ちょっと説明いただきたいんですが、いかがでしょうか。
1:41:45	日本原燃の浜中です。
1:41:47	法定確認に限らずですけども、法定確認、施設確認と廃棄核廃棄物の確認ありますしそれに限らず、
1:41:57	事業者として許可で、許可いただいた内容を守るために必要な確認っていうのは、自主検査等という形で主管部署がやっています。
1:42:09	それ自体が、今回変わるわけではなくて事業者として安全性を担保するために必要なことは、100%やっているという理解です。
1:42:20	今回、自主検査が項目が一つ削られるということについては、自主検査を導入した時に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:28	10、その時に、新検査制度の導入に伴うものなのですが、新検査制度は従来規制庁さんがやっていた。
1:42:40	確認とかは検査のようなものを事業者が自主でやると、他の事業部とか伊勢、日本原燃でいったら他の再処理とか濃縮事業部でいうと、
1:42:54	使用前検査とか、定期検査、これを自主でやると、使用前自主検査、使用前自主検査ですね、使用前事業者検査か。
1:43:04	あとは定期事業者検査というふうに置きかわったということで新検査制度の導入があったんですけども、埋設に関しては、使用前も定期検査も、
1:43:15	なかったんで、これを準用する形で法定確認を行うものについては、自主検査を行いましょうということで、施設確認と廃棄確認については、自主検査を行うということにしておりました。
1:43:32	で、廃棄確認については、導入当初は従来の
1:43:41	何でしょう、規制庁さんに確認していただいた項目をそのまま自主検査でも見るということで、著しい破損も含めて、見るという経緯でいたんですけども。
1:43:53	自主検査、
1:43:55	自体は法定確認のカウンターパートであんたというか、次、事業者として変わって自分たちの責任において行うものという位置付けからすると、
1:44:07	基準を法定確認に合わせておくということは何ら問題ないのかなと考えています。
1:44:15	ので安全性は事業者が主管部署が主体的にやっている確認で十分確認している。
1:44:22	法定確認に対してそれを自主的に確認するという立場で、自主検査やる分は、法定確認と合っていることで、より適切に確認ができるのではないかというふうに、
1:44:36	いうふうに考えております。従って別に今回、
1:44:41	さ、自主検査の1項目削除されたことで、安全性が低下することになるということはないと考えております。
1:44:52	岸院長の島根氏、シャツ全体として、施設、埋設施設全体として、安全性を担保しているっていうところの説明。
1:45:04	がそうなのかなと思っているんですけど。
1:45:08	要は、何で消費安全側にならないっていう根拠については、
1:45:16	マーケ検査課長はなんでしょうか。先ほど説明されたように、
1:45:22	規則に基づいて、自主検査を担う部署であって、
1:45:29	それは規則と適用するために今回、一井理事は総務が削除するっていう話。
1:45:37	ではあるんですけど、ただ一方で根井課長。
1:45:42	業務課業務課長が実施する受入基準。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:45:52	衛藤廃棄物受け入れ基準の中には、引き続き、
1:45:56	そういうところの著しい破損っていうのが残っていて、それを先ほど全体としては、ちゃんと、
1:46:02	しっかりやることをやってますというご説明が認知結びつくんだと思うんですけど。
1:46:09	うん。メインなので、
1:46:12	1、一つは落ちるけれども一方で、
1:46:16	運営課長、総務課長については、引き続き、
1:46:22	見返し破損も含めて確認、必要な確認をしていくっていうことで、安全性は保たれているっていうそういう説明なのかなあと思ったんですけど。
1:46:34	そういった理解でよろしいですか。
1:46:38	日本原燃浜中です。はい。その通りでございます。
1:46:45	その著しい過疎化破損ってさ、検査課長土佐今田検査課長見る市業務課長三田水田院長。
1:46:56	今後は業務課長だけするってことなるわけでしょう。1個減ってんじゃないのってやったらどうすんの。
1:47:04	1個へ、すいません押しオオシマなんですけど。
1:47:07	1個見る部署が減ってんじゃないかっていうコメントあったら、どう回答されますか、県連さんだったら。
1:47:18	日本原燃浜中です。今ちょっと聞こえてきたお話ですと、著しい破損は発電所では業務課が見ますで受け入れてからは、運営課が見ます。
1:47:31	で、検査課は、業務課等運営課がやったけ、確認の記録を確認して、
1:47:41	判断するので、実際に物を見るところが
1:47:47	直接判断すること自体は変わらないので、記録を見る、ちゃんと要領通りやってるよねということを確認する部署が減ったからといって、安全性は変わらないと。
1:48:03	いうふうに考えているというのが回答でございます。
1:48:09	日本でいいんじゃないか。だからその、
1:48:13	既往検査課と業務課が両方1cc破損を見ておりましたっていう説明がもう間違ってたよね。
1:48:22	いやそれ1件阪手たん業務課がやったやつ見せてもらってるだけでしょ。
1:48:28	だから、別に検査が何もやってないんじゃないのっていう程度いいんじゃない。
1:48:34	いやその検査課もやって業務課もやってましてと。
1:48:38	検査が取り止めて、業務課だけになっちゃうんで、2から1になっちゃいますって説明になるとさ、1個減ってるから駄目だんじゃないのって話になっちゃうんだけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:49	検査会がやってるんだって業務課がやってもらってるだけなんでしょう。
1:48:54	だから別に、実際やってんの業務課なんですと。
1:48:58	単純に検査課っていうのは何だっけ、法定確認整地中工程確認と自主検査ん関係性はちょっと僕は岩月で欲しいと思うんだけど。
1:49:11	堀田技術上の基準だけみらいって言う人だからさ、余計なやつは削除しちゃっていいでしょうっていうロジックなんじゃない。
1:49:23	いや検査課は議事、業務課がやってるやつを単にもらってるだけですと。
1:49:29	検査課は、技術上の基準だけ申請できればよくて、それ以外になって、今までもらってたんだけど、それ書く必要ないんで、実態としてとうとうかなんですっていう。
1:49:44	ではちょっと後はちょっと法定確認と自主検査との関係とかちゃんと説明できるようにはできないけど、
1:49:51	ちょっと確認してくれない。
1:49:57	ポイントって法定確認と自主検査の関係性だけでしょうか。
1:50:03	規制庁の大嶋です。
1:50:06	法定確認金融、なしんな名前。
1:50:13	名前なんすかね。OKで、さらにその自主検査っていうものに、何か関係で、どういった関係があるんでしたっけ。
1:50:23	何か正式名称の何かちょっとわからないんですけど。
1:50:31	日本原燃浜中です。
1:50:33	正式名称。法定確認は法律に基づいて行われる確認行為、規制庁が行う確認行為を今法定確認と言わせていただいております。で、
1:50:48	自主、新検査制度を導入した経緯先ほどお話ししましたが、それ、そういった経緯がございますので自主検査は、
1:50:59	国が従来やっていた検査を代わりに、事業者が代わりんとか国ではなくて事業者が自分の設置分たちの責任で確認するという行為を行うものですので、
1:51:14	法律で定められた基準に対して、事業者がちゃんとやっているかを、自主的に、下検査するということで、法定確認は国が従来やっていたものを、
1:51:28	事業者がやっている検査という位置付けです、法定確認後は規則上残っておりますので、それは規則に基づいて、規制庁さんが
1:51:41	1 現在も行っているという。
1:51:45	位置付けだという理解です。
1:51:50	システムの示し、そうすると、
1:51:54	法定確認っていうのはあくまで、ここで言うと炉規法に基づいて、こういう確認をしなければ、定められているもののことを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:07	言っているということ、自主検査については、従来国がやっていた内容を代わりに、事業者の方で実施していると、国がやってる内容で結局、
1:52:20	多分事業者さんの結果をもらって確認するっていうようなそういう位置付けのものなので、この検査課としても、業務課がやっている実際に、
1:52:32	現地に行って確認してきたっていう結果をもらって、
1:52:36	それをうまく、国がやっていたようにそれ以上で、確認している。
1:52:41	ていうそういったイメージ。
1:52:46	のイメージでいいんですかね。
1:52:50	日本原燃浜中です。はい。その通りです。
1:53:12	幼保、規制庁のオオシマですけど、両方で確認の中に、
1:53:17	自主検査項目が、
1:53:25	ってことでいいんですかね。
1:53:27	法定確認。
1:53:29	け行う検査イコール地種検査、
1:53:34	項目。
1:53:36	ってことなんでしょうか。
1:53:41	日本原燃浜中です。1種検査は法定確認と同じことを事業者がみずから行うということなんです。
1:53:50	なので工程確認の中とか法定確認等を経て報とか、また別な立場で事業者みずからが行うという。
1:54:00	考えになると思います。
1:54:04	わかりました。
1:54:54	2個あるうちの1個される問題はどうか等々だった通り梶田春木の古作るもん。
1:58:40	規制庁の芝です。すみませんまた話戻っちゃうんですけど、さっきの
1:58:45	自主検査の次伊波さんを、
1:58:50	この項目を削減するっていうところで、実際検査をしているのは、検査とか、現地に行って確認をし、実物と照合しているのは業務課で、或いは運営課であって、
1:59:04	検査課についてはその結果をもらって書類上で確認しているってことは、間接的に関わっているってことは理解しました。
1:59:13	で、
1:59:15	案、案、安全性がどうなのかっていうまた話に戻っちゃうんですけど。
1:59:24	先ほど桂坂については
1:59:28	あくまで書類上の確認が減るだけなので、
1:59:35	程度としてはかなり、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:40	リスクとしてはかなり低いんでしょうけど。
1:59:43	やっぱりその書類上の確認であってもそれが、
1:59:48	をしなくなるっていう、内容だと思うんで、そこを。いや、したほうがいいんじゃない。しといた方がいいんじゃないのって。
1:59:58	そういうコメントがあったときにどう回答するかを、ちょっと
2:00:03	峰さん何か説明があれば、
2:00:07	小針といただきたいんですが。
2:00:12	日本原燃の浜中です。当間他の。
2:00:17	自主検査の対象が対象でないかということという他にも、主管部署で検査しているものはあります。
2:00:25	はあくまで自主検査は、法定確認として国がやる。
2:00:31	確認を。
2:00:33	地事業者が責任を持ってやるという位置付けですので、その責任の範囲に従って、しかるべき確認がされていると。この実態自体は、実態というかこの考え方自体は変わらないので、
2:00:47	安全性に影響はないというふうに考えておりますで、もう一つ付け加えますと、検査課が検査課じゃないや運営課が、
2:00:57	実際、外観確認をして、著しい破損を見つけるか見つけないかこれはもう実際に見ているところでは判断ができないので、そこに関しては今まででも、これからも変わらないと。
2:01:11	検査課は、ちゃんと運営課が、著しい破損を見つけた。
2:01:17	なら、その記録をちゃんとその記録が適切に作成されてそういった何でしょう、喜寿分、経理基準。
2:01:28	に、ちゃんと合否をつけているかと。
2:01:31	いうことを確認するので、見つける見つけないに関しては保安規定で、変わろう今回の改正で変わろうが変わる前が関係ないと。
2:01:43	それが適切に処理されたかっていうところを見る場所が、1項目変わるというぐらいなので、
2:01:51	安全性自体は実態的な安全性は一切変わらないというふうに考えていると、事業者としては、該当することになると思います。
2:02:02	規制庁大嶋です。
2:02:05	といます。なんででしょう。その一つその検査、検査課がちゃんと記録運営課と、或いは業務課が記録をつけているかっていう確認はこれまでできて、
2:02:20	今回の変更で、著しい破損についてはそこは確認しなくなる。そこ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:27	それって、
2:02:30	安全性の観点でやり続けてきた方がいいんじゃないっていうコメントも、もちろん
2:02:36	規則。
2:02:39	と合わせると、全然そこは
2:02:42	一緒くたをするんですという説明は最もなんですけど。
2:02:46	やっとなんか安全性の観点でそこが続けて、続けたほうがいいんじゃないって言われたときに、
2:02:51	どう回答されますか。
2:03:36	日本原燃の浜中です。二重にやった方が安全かという、感覚的にはそういうところは理解はするんですけども。
2:03:50	重要なところにリソースを割くという意味では法定確認で、技術基準とか、規則であえて定めたような基準に関してはしっかり、
2:04:00	集中してみると、それ以外のところは主管部署が事業者がしっかり見ると、というようなリソースの配分を適正化することで、逆により安全な確認ができるというふうにも考えられると思いますので、
2:04:16	そういった意味で、範囲を適正化するのは妥当だと考えております。
2:04:32	一応、
2:04:45	実態としてそのさっき今、
2:04:50	リソースみたいな話が出ましたけど、
2:04:53	やっぱりちょっと変わるんですかね。
2:04:58	これが、検査課が、この著しい破損を見なくなることで、
2:05:05	よりそのなんでしょう、リソース適正なリスク。
2:05:10	業務分担になる、なるんでしょうか。
2:05:24	なんかその実態も何か少し変わるんですか。
2:05:32	すいません少々お待ちください。
2:11:20	日本原燃の浜中ですすみません。長らくお待たせしました。
2:11:26	著しい破損の確認を自主自主検査から落としてどのくらい、リソースが変わるのかというところをちょっと定量的に数字で申し上げるのは難しいんですけども。
2:11:38	自主検査では、運営課が外観確認をしている、そのプロセスを事前に確認したり、そのプロセス通りを行っているかというのを現場で運営会議を見て、
2:11:52	確認したり後出てきた記録を確認すると、そういったことが確認のたんびにございますのでこれがなくなるということではその分のリソースは削減されるということになると思います。
2:12:10	規制庁の瀬間です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:13	わかりました。そうですね。
2:12:18	そんでこの
2:12:22	左上で破損を定期検査項目から著しい発送っていう項目を落とすってところ。
2:12:33	を説明するために、
2:12:37	そう。結局やっぱり落とすっていうと、やっぱり、
2:12:42	落とさないほうがいいんじゃないって、反対意見も出てきてしまうと思うので。
2:12:48	そこをうまく理由をつけたいなところなんですけれども。
2:12:58	そうですね。
2:13:13	いや、ここ、この話ってというのは、別に出てきた。
2:13:18	保全課長がこれまで実施していた、建設課長の確認を落とせみたいな。
2:13:29	話、なんかそんなそれって何でしょう。
2:13:38	降りたみたいな話なのかなと思うんですけど。
2:13:44	そういった反対意見があったときにどう回答するかっていうところで、
2:13:49	この
2:13:50	自主検査項目の検査項目の内容も、
2:13:55	なんででしょうその合理化理想リソースみたいな話が出てきましたけど、
2:14:01	簡単に言うと合理化ですってということなんですかね。
2:14:07	日本原燃浜中です。先ほど十九条で言っていた定置の確認に関するところもそうなんです、しかるべき責任者がしかるべき範囲の確認をする。
2:14:20	そういったことをより明確にしていくという適正化は、したいというのが今回の保安規定の変更の基本的な考え方でございます。
2:14:31	それで安全性が損なわれるのではないかとという質問に対しては、責任ある人が見るということ自体は変わらないので、それを 22 ある 30 にやるということで、
2:14:47	安全性が上がっているというわけでもない、二重にやるのをやめたからといって行為がなくなるわけではないので安全性は低下しないというのが、
2:14:58	事業者としてはそう考えておりますというのが次の答で、それでもなおというのであれば、より適切より重要なところにリソースを割くということかなというお話は、
2:15:10	させていただきましたがそれでも納得いただけないということであれば、ちょっとさらなる理屈に関しては、もう少し考えなきゃいけないのかなと思いますが基本的に、まず、
2:15:22	最初言った二つぐらいの理由が今回の趣旨ですので事業者はそれで、問題ないという考えのもと、まず申請はさせていただいております。
2:15:46	規制庁の嶋です。すいません。そう。そうすると、
2:15:50	ちょっと最トマトまとめると、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:56	どういことになるんでしたっけこの。
2:16:05	著しい破損を、の書類上の確認を落とす。
2:16:09	作業については、理想リソースの適切な配分。
2:16:17	ていうところになるんですか。
2:16:22	日本原燃浜中です。いえ、まとめますと、あくまで最初に申請したときの考え方は、
2:16:31	責任範囲と、見るべき対象というのをしっかりリンクさせた上で、駅リンクさせるという適正化が目的になります。
2:16:43	安全性自体は範囲が適正化された範囲が減るとか、漏れるとか言うということではございませんので安全性には寄与しないということです。
2:16:56	リソースの話は、どうしてもと、それでもなおと言われた時の、次の答えかなということで、ご提示はしましたがまずは一つ目、二つ目あたりが、
2:17:08	一番、今回変える。
2:17:11	にあたっての趣旨でございます。
2:18:08	システムの引間です。
2:18:10	これまた先ほど言った適正化責任は責任範囲を、
2:18:16	がどうだっというのは、結局、検査課、自主検査の中、自主検査は、法定確認、
2:18:26	必要な項目を見る。
2:18:31	検査であって、
2:18:34	前回の規則改正のときに、この著しい破損っていうのが、法定確認の中から、安食検査古い技術上の基準から、
2:18:44	なくなっていると。
2:18:46	で、
2:18:48	今回
2:18:51	責任範囲ってさっき言いましたけれども、
2:18:54	きっちりその設計検査課がやる責任範囲からは著しい破損が、
2:19:01	除かれているので、
2:19:03	今回適正化、それに対して適正化させるために、著しい破損っていうのを、落とすと。
2:19:13	いうこと。
2:19:14	よろしいでしょうか。
2:19:18	日本原燃浜中です。はい。その通りでございます。
2:19:33	改定します。
2:19:35	解禁したらそもそも中間伸びちゃった。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:41	わかりました。はい、ありがとうございます。
2:19:51	大丈夫ですかね。
2:19:55	そう。
2:19:56	今のちょっと最後に一言で言うと何の結論どうなった。
2:20:01	結論を言ってください。すいません。大嶋ですけど、一応さ、さっきの話の結論としては、
2:20:10	規則改正によって、技術上の基準から、イギリスは損がなくなりましたと。で、検査か。
2:20:20	が実施する自主検査っていうのは、この技術上の基準を確認する、検査である
2:20:29	と。
2:20:29	そういう位置付けの検査であるので、
2:20:35	その検査課が所掌する責任、
2:20:40	社員。
2:20:41	黒瀬。
2:20:43	苦戦をさせるために今回著しい破損の確認を、
2:20:48	取り止めますと。
2:20:52	いうこと。
2:20:54	で間違いないんでしょうか。
2:20:59	日本原燃浜中ですその通りでございます。
2:21:05	あとは何か 2 人にしないといけない、6 元の方はよく聞きますけど、すいません 6 分の方なんですけど、すいません、ちょっと時間があれば、
2:21:19	ちょっと
2:21:21	ちょっと審査書確認会議のちょっと手持ちとして確認をしておきたいんですけど、今回
2:21:30	変更、
2:21:32	変更前の規定で、今もう 1 分から 5 分残ってるんですけど、30 分の 2。
2:21:39	ていう。
2:21:41	規定が、今も残ってると思うんですけど。
2:21:45	多分 6 行あって、5 基あるんで、須磨さん。
2:21:50	平均すると 30 分の 1 で、ただ、何でその、
2:21:56	1 ではなくって、二倍まで許容しているのかっていうところをもう一度ご説明。
2:22:01	していただきたいんですけど。
2:22:06	はい。日本原燃、戸澤でございます。
2:22:11	萩田丹羽の放射能濃度の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:22:14	まず分布がありまして、そういったばらつきを考慮しますと、ピット単位では、
2:22:22	二倍まで、
2:22:24	のばらつきを、
2:22:26	利用するような運用にしているということになります多田郡単位では、
2:22:31	きちんと平均的に6分の1になるようにしていますので、
2:22:35	トータルの放射能として変わらない。ただピット単位では当然廃棄体の性状によつて、濃度のばらつき等がありますので、二倍まで、
2:22:46	埋設できるような運用にしたというものでございます。お答えになってますでしょうか。
2:22:52	と規制庁所までそのばらつきの程度っていうのを二倍にした根拠っていうのはあるんですけど。
2:23:00	はい。日本原燃の戸澤でございます。あくまで参考にしたのは資料からは削除しましたけれども、ICRPの、
2:23:11	の考え方で、2から3倍までは、
2:23:16	連動しても、半分平均的な値で評価した阿多伊井の代表性を損なわないということで、その2から3倍のうちの小さいものに、
2:23:26	2倍までっていうところで、設定したものでございます。
2:23:41	規制庁嶋です。
2:23:43	ICRPの考え方を、きよ、許可当時、
2:23:53	为什么呢。
2:23:54	それはちょっと非RPのそのよパブリックの42'2でしたっけ、何かそれぞれのそもそもの考え方がどうなのかっていうところあるんですけどそれを原燃さんとして、そう解釈して、
2:24:13	3、2倍から3倍っていうところを、
2:24:16	安全を見て二倍まで許容しますっていう、そういった、
2:24:20	整理で、
2:24:22	30分の2っていうのを、
2:24:26	条件として入れたってことですかね。
2:24:30	はい。日本原燃の戸澤でございます。はい。あくまで参考にしてということで、必ずしもICRP自体がですね
2:24:38	放射線源に対しての記載ではないかもしれませんが、どちらかというと生活環境へのばらつきに対しての、
2:24:50	説明ですけども、それをあくまで参考にして、2倍までの運用にしているということでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:25:01	そう。
2:25:13	その考え方は本当にそういう考え方。
2:25:16	で整理されてるんですよそこは間違いないんですよ。
2:25:22	日本原燃の戸澤でございます必要でしたらちょっと該当するページを後でお知らせいたしますけれども、内容自体は、
2:25:34	決定グループっていうことでどういった人を対象に評価するのかといったようなところ、あとはその生活様式ですね人を、
2:25:44	それぞれ評価する人は、
2:25:47	食物陰性終了とか、居住時間とかそういったところにばらつきがあるんですけども、その平均的な、
2:25:55	値で評価をしていいということでそのばらつき自体は、2 から 3 倍まで。
2:26:02	3 号。
2:26:04	だったら、
2:26:06	平均的な値で評価しても、本評価自体は代表性を損なうものではないというような記載がございます。
2:26:15	戸澤さん規制庁の大塚です。今、ちょっと一つ教えてください。今ICRPのパブリケーションを参考にしてっていうふうにおっしゃっていましたよね。実際に書いてあることと、
2:26:26	宣言を二倍まで許容することが違うっていうふうに関クリアにもおっしゃられたと理解したんですけども。
2:26:34	そのIPのパブリケーションで書いてあるのは、その人の生活様式にはばらつきがあるので、その人の生活様式による被ばく線量の差異を2 倍から3 倍まで許容するというのを私は理解しているんですけども。
2:26:46	そのことと、線源のばらつきを二倍まで許容することってのはどう、どのように
2:26:52	どう参考にするとそういう結論になるのかちょっとそこを教えてくださいませんか。
2:26:58	はい。日本原燃の戸澤でございます。
2:27:01	す。
2:27:03	その2 から3 倍って言うのも結局被曝線量分のばらつきの生活様式をベースにして計算した結果として、
2:27:13	2 から3 倍ということですのであくまで扇状の結果がそうであればということなので、今回は
2:27:20	1000 円。
2:27:21	のばらつきになるんですけども、あくまで評価の結果、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:27:27	前の結果ばらつきが直接評価の結果に結びつきますので、
2:27:33	評価の結果として、2 から 3 倍になりますのであくまでその線量の結果として、国から 3 倍ということで、同じように考えることができるのではないかと、整備したものでございます。
2:27:50	はい規制庁の大塚です。
2:27:54	おっしゃることはわかるんですけどそれ結果を出したら原因はどうでもこんな原因は問わないって言ってる話ですよ。
2:28:04	聞こえ。
2:28:06	負担ですね。
2:28:07	としたときに、そのピットの一基あたりの、
2:28:13	ばらつきを二倍まで許容してよいとするのをICRPから持ってくる。それ昔からそういう考え方でした議事部の時から、
2:28:28	日本原燃の戸澤でございます。ちょっと当時の審査の資料には明確には記載はないんですけども、
2:28:41	当時はそ、その参考にしてそういう運用にしてるということで、
2:28:46	はい。そう。
2:28:48	私も聞いておりますすみません。ただ、不確かな情報かもしれませんが、一応そういう間考え方でということで、
2:28:58	今の運用自体がその二倍まで、
2:29:01	許容している運用になっていると、いうことでございます。
2:29:05	だから今その後、30 分の 2 が既認可だけど、30 分の 2 って何なんだよっていうのを聞かれたときにどう回答するのかって聞いているわけですよ。
2:29:15	そのICRPの説明が出てきたんだけど、ICRPのことを深掘りしてもしょうがないんじゃないの何でかっていうとICRP駄目だって会合で言ったわけですよ。
2:29:27	にもかかわらず、30 分の 2 っていうのは実はICRPの案とかでございまして、説明はさをさ、追求するのはさをさ、得策ではないからさをさ。
2:29:38	ICRPの話についてはもう聞かないことにして単純に 2 倍しただけなんですって説明に切り替えればいいんじゃないの。
2:29:47	いや 330 分の 1 越えさせたいわけですよ。当然ばらつきもあるからさをさ、30 分の 1 と 30 分の 1 出して 30 分の 2 だとか 30 分の 3 だろうが 30 分の 4 だろうがなんだっていいんだけど。
2:29:59	30 分の 2 くらいにエリアで決めましたって残りは 6 分の 1 とかで可能へ言えばカットするからいいでしょって考え方でいいと。
2:30:09	じゃそのICRPそうだよICRPでいいよね、ICRPのことを深掘りして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:30:15	確認してさ、うちらもICRPで説明する方向にするのか、ICRPの話は言ったんだけどそのICRP駄目だとかさ根拠どこにあるんだって言った手前さ。
2:30:28	もうからない方がいいんじゃないのっていうことなんですけど、どうする。
2:30:33	30分に説明したいって言ったときに、実はICRPのことで説明する。
2:30:39	金城千賀の間でございます。駄目じゃねえかっていう話を今ちよっとまだしゃべったんですけど、その朝30分の2ってところで何だっさ、管理課とか新金城さんとか言われた時に、いざ
2:30:51	ICRPのことでございます清さんやICRPじゃんじゃ駄目だって言ったじゃないかって話になるでしょう。さっき長都されるから。うん。違う説明のやり方をね、教えてもらうとかそっちに舵切ったほうがいいんじゃない。
2:31:05	すいません。書い終わりました。続けてください。
2:31:08	日本原燃の戸澤でございます。おっしゃる通りだとは思いますが、
2:31:14	冒頭で申し上げました通りやはりそのあくまで2倍強支店の廃棄体の総務部のばらつき高校、
2:31:23	考慮して、2倍の運用としてますが、
2:31:27	対象となるシナリオ評価シナリオ自体が、やはりその掘削に伴う評価ですので、
2:31:35	必ずしもその二倍になったところを、
2:31:39	おるわけでもないですし、場合によってはそのほかのところを掘ると逆に、
2:31:45	線量は低くなるということになりますので、トータルとして考えたときには、施設の安全性、掘削に伴う、
2:31:55	評価っていうのは、
2:31:58	トータルの放射エネルギーを適切に上限を設けて管理していれば、
2:32:04	安全性自体は変わらないということで、そういう意味ですと、群単位では必ず、申請した放射エネルギーの6分の1になるように管理しますので、安全性自体が変わるものではないというふうに考えてございます。以上です。
2:32:22	規制庁の大嶋です。そうすると、
2:32:25	30-2っていうのは、廃棄体の濃度のばらつきを思い出して、二倍まで許容する規定としましたっていうことですかね。
2:32:38	日本原燃の戸澤です。結論言うと、はい。郡単位ではきちんと6分の1になるようにしていますので、
2:32:47	掘削に伴う被ばくとしては、
2:32:52	考慮しても安全性自体は変わらないものっていうことです。以上です。
2:33:00	わかりました。大丈夫です。
2:33:17	わかりますか。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:33:22	すいません、規制、ちょっと長々と申しわけございませんでしたちょっと確認、本日の確認事項はちょっとこれ以上にさせてもらいたいと思いますまたちょっと確認会議等でちょっと追加で確認させていただくようなことが出てきてしまう可能性はあるんですけどその時はちょっとまたお願いしたいと思います。
2:33:41	全体として六ヶ所さん、原燃さんの方から何かございますか。
2:33:47	日本原燃の浜中です。すみません。一つ確認させていただきたいことがございまして、少し前に東京支社を通じて確認させていただいたんですが
2:34:00	2本申請案件あるうちの放射エネルギーは補正しますと、
2:34:06	スケールアップファクターの方を申請、て申請理由か、申請理由のところは今まではスケールアップファクターと記載の適正化。
2:34:16	だけだったんですけど、審査会合等の過程で、記載の適正化の中に運用の見直しの案件もあったので、説明資料上はそこを分けたので申請書のほうも同じように、
2:34:31	変更した方が良いね、良いのではないかと考えてその場合は補正かだと考えていたんですが、
2:34:40	申請書、すみません保安規定自体の記載が変わるわけではないのであれば、補正の必要はないというようなちょっとご意見もいただいたのもしそうであれば補正はしなくて良いかなということで、こちらの方としてもそれで良いかなというふうには考えているのですが。
2:34:57	そういった考えでよろしかったでしょうか。
2:35:00	はい、規制庁さんそれはもうイエスですねなんで保安規定の本文の変更があるものだけ。
2:35:07	補正。
2:35:09	しましょう。探したがってその、6元放射エネルギーのやつは会合でも、保安規定の本文を変えるってということになったので、
2:35:20	補正しましょうと。
2:35:22	保安規定の本文を変えないにもかかわらず、変更の理由とかが、適切じゃないから、変えるっていう補正のやり方もできますけど。
2:35:33	何でそれやるんだって話になりますそこまでやらないといけない話なのか。
2:35:39	ともなりますんでそれいらないと思いますと、かつ理由として新旧対照表の備考欄に理由書いてますよね。
2:35:51	記載等の適正化括弧000っていうのでなぜ変えたのかは、丁寧ではないですけども、書いてますんで、従って、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:36:01	もしこれ補正するにしても変更理由に書いてるところを、鏡沖齋藤の適正化んとこに格上げするとかってそのレベルの話なので、そこまではいらんんじゃないかっていう判断ですね。
2:36:16	日本原燃ハマナカです承知しました保安規定の本文が変わる場合は補正ですが今回のような場合は補正ではないというような整理で、
2:36:27	はい。今のちょっと考え方は、今後の参考にもさせていただきます。はい。ありがとうございました。今後のことを考えると、多分こういう話は
2:36:38	ちょっと事前に相談しとくとよかったかもしれないですね、結局保安規定ってあんまり補正ないんですよ。
2:36:45	事業変更許可は補正多分ない申請ってないんですけど、保安規定って多分補正ないんで、ただ、一発勝負なんですよ。ただ事前の行政相談で、こういったところも本当は詰めておくべきだった。
2:37:02	今回変更許可要るのかいらんのかっていう相談に加えて、その他の変更があるんだけどその書きぶりっていうのはどうしたらいいのかとかっていうのを、
2:37:11	事前に、
2:37:14	シラミセっていうかですね認識をそろえておいた方がいいと思います。というのはその補正できないから、
2:37:23	補正。
2:37:25	規定も補正ない状態で処分しないといけないそうになると、事前にこういうアイテムがありますっていう話を少し、行政相談の段階で話をしておく。
2:37:37	変更の理由にどう書いたらいいよねとかこれは本当に記載の適正化だよねとかって調整ができるんで。
2:37:43	今後のっていうことだと、次事前の申請前に絶対行政相談だと思うんでその時に、
2:37:49	どうい変更なのか、記載の適正化の部分も含めて、相談をすると、ホンカみたいなことがなくなると思います。いかがでしょうか。
2:38:00	日本原燃浜中です。はい。今お話いただいた内容で、承知しましたちょっと当初はですね
2:38:09	保安規定も事前審査はないという話が以前いただいていたので、あまり申請内容に関わる話を、面談でやるというのはよくないのかなというふうなちょっと思いを持つ考えをしてたところもございましたので、
2:38:25	ちょっと今の話を踏まえてちょっとそこ改めて、中身というよりはこういった申請の仕方をしたいこういった内容の、
2:38:34	こういった内容のものをこういった申請の仕方をしたい。そういったところは事前にちょっとご相談させていただければ今回のように、後で補正が必要かもというようなことがなくなってくるというふうに思いますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:38:49	次回以降はそういったことを念頭に、事前の相談ですとかそういう調整をやっていくということにさせていただければと思います。まずは事前審査にならない範囲でなんでその条文そのものを全部持ってきちゃったりとかしたら、
2:39:05	それ事前審査なんじゃないかっていうことになるんで項目として、何かA4紙1枚くらいで、こういうのとかいうのとかいうのを考えていて南條と南條を変える予定だとか。
2:39:16	ていうのを予告するっていうのは
2:39:19	発電所なりどの事業者もやってることなので、
2:39:22	事前審査にならない範囲で行政相談として、
2:39:26	やはり、うちもそのリソースを割かないといけないんで従って事前に話は皆さんどの、
2:39:32	審査分を聞いていると思うんですよ。
2:39:35	いきなり申請してくることってということの方が稀だと思うので、事前審査にならない範囲で、どうやって行政相談すればいいのかっていうのは、
2:39:45	定義、その都度、相談していただければと思います。
2:39:51	はい。日本原燃浜中です。お考えありがとうございました承知いたしました。
2:39:57	はい。他ございますか。
2:40:05	日本原燃六ヶ所他ございません。
2:40:08	わかりました。じゃ、本日のヒアリング終了したいと思います。どうもありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。